

【建設部関係】

議案第 54 号 令和 6 年度伊豆市水道事業会計決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 1 点確認をさせてください。付附属説明資料の 224 ページ、水道事業費用で、概要としては、水道施設の維持管理に係る経費ということです。原水浄水配水及び給水費が 3 億 2,500 万円ほどありますけど、前年度と比べて 5,000 万円ぐらい増加してます。この増加理由について、確認をしたいと思います。

A 御質問ですけれども、その下の事業内容で修繕費、動力費等内訳がございます。例えば、修繕費が令和 5 年度は約 7,800 万円。動力費については、8,500 万円のところが 9,900 万円になっております。やはり人件費、動力費等の増加が大きな理由となっていると判断しております。

Q 要するに施設の老朽化で壊れたとかというよりは、単純に人件費とか電気代が上がったってということでしょうか。

A 主な理由はそこになると思います。修繕費は、メーターの交換に関する費用も入っております。令和 6 年度は、メーターの交換件数も多かったということで、若干修繕費が上振れしてるということがあるとと思います。特に、老朽化に伴う大きな事故等はなかったと記憶しております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 55 号 令和 6 年度伊豆市温泉事業会計決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 56 号 令和 6 年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 説明資料の 246 ページ、管渠費について確認させてください。こちらも昨年に比べて増加しているということですので、その主な原因と、事業の成果にマンホール周辺の舗装補修工事により路面での工事予防につながったということですが、よく、都会などで大雨が降ると、マンホールから水が噴き出して、場合によっては安全装置を突破してマンホールが飛んでしまうような事故の映像を見ます。古いマンホールは、安全装置がないものもあって、あのような事故が起こると指摘がありますが、伊豆市の場合には、管が細いからあのような事故が起きないのかということも含めて、その増加原因とマンホールの老朽化、交換の状況について伺います。

A まず 1 問目経費の増加ですが、先ほどと同じように動力費は、令和 5 年度の 1,100 万円ほどに対しまして、令和 6 年度が 1,270 万円余りで、こちらにつきましても、動力費の値上げが影響してるのではないかと、判断しております。それから、2 点目のマンホールの老朽化についてですが、おかげをもちまして、大きな事故等は発生しておりません。工事につきましては、マンホールと路面との段差が自然とできてしまい、その段差によって、例えばバイクの転倒、車のタイヤの破損等々を未然に防止するために、マンホールの高さで路面の高さを調整する作業をさせてもらっております。それから老朽化についてですが、伊豆市特有の懸念として考えられるのが、温泉水が下水の中に入ってくる影響として、八潮市でもありましたけども、硫化水素によるマンホールの劣化が懸念される場合が多くございます。それに関しまして、昨年度、中伊豆の関野地区のマンホールの補修工事等をして、随時、悪い個所については補修工事を進めております。

Q 増加の原因としては、動力費の増加が主なものということで、分かりました。要するに、マンホールの部分のアスファルトなどがやせてしまってくぼんでいるということで、バイクの転倒などの防止につながったということですが、そのマンホールが、例えば古くて、車が乗ったときに割れてしまうとか、そのような事故はなかったですか。

A ありませんでした。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 64 号 令和 7 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 4 回)

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 補正予算資料で、1 点確認をさせてください。土木費の、市道上船戸大仙 1 号線測量設計業務委託の計上がありますけど。この委託業務の詳細、設計に至る経緯、事故でそうなったのか、老朽化でそうなったのか、場所も含めて御説明をいただきたいと思います。

A 静岡県では今、駅前を通過する県道伊東修善寺線の改良工事に向けた設計を行っています。これに合わせて、駅前を通る県道から、修善寺南小学校の入り口の前の交差点に接続する市道上船戸大仙 1 号線の接続部分について、市の改良計画に沿った施工を県の設計に反映していただくようにするための、市道の設計ということで計上させていただいております。

Q 内容はよく分かりました。

(委員外議員) なし

議案第 71 号 伊豆市下水道条例及び伊豆市給水条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 72 号 伊豆市上下水道事業審議会条例の制定について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【産業部関係】

議案第 64 号 令和 7 年度伊豆市一般会計補正予算（第 4 回）

【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 補正予算資料 4 ページの、観光振興費の観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金で、修善寺温泉場で 2 件とお聞きしましたが、その場所とか、旅館とか道とか、そのあたりが分かりましたら教えてもらいたいです。

A 修善寺温泉場地区は 2 件の旅館になります。個別の名称は差し控えさせていただきますが、独鈷の湯公園周辺の旅館 2 件が、予定されております。

Q 旅館 2 件は、どんな内容でしょうか。

A 一つの施設は、客室 2 部屋の浴槽を改修される予定です。もう一つの旅館は、旅館内への手すりの設置と、大浴場につながる通路の改修、バリアフリー化を予定しているというお話です。

Q はい、分かりました。

Q 議案質疑でも詳しく聞いたので、この事業の内容について分かりましたが、特に先の委員の質問の中で、修善寺温泉は、結構木造の古い旅館が多いではないですか。どうしても日本の建物は段差があるなどして、なかなかバリアフリーにすることは難しいと思いますが、県が実施する事業ですけど、県から指導のようなものはあるのですか。あくまでも業者に投げて、手を挙げるところだけで、例えば、日本のバリアフリーはこういうところが足りないので、こういうところを重点的にやってほしいというような指導やお願いなどは、ありますか。ありませんか。

A 県のバリアフリー化促進支援事業補助金の他に、県がユニバーサルツーリズムとして進めているのに、静岡県ユニバーサルツーリズムセンターという、専門の相談窓口を設けて、今回の申請に当たっては、事前にユニバーサルツーリズムセンターに相談をし

て、事業の内容等を確認していただいて、助言もいただきながら、最終的に申請に至るものですから、ユニバーサルツーリズムセンターでいろいろアドバイスなどにより内容を精査しながら、事業を進めていくと伺っております。

Q 非常にいい事業だと思いますし、可能性がまだこれからあるということで、次年度以降も続くのでしょうか。分かったら教えてください。

A 補助制度につきましては、県現在の県の補助要綱が、令和7年度分の補助金に適用するとなっておりますので、現時点においては、今年度限りの補助となっております。ただ、来年度以降の予算が確定していない段階ですので、そのような要綱になってはいますが、県の担当部局としましては、継続した実施に向けて、来年度以降も予算を要求していくつもりでいるというお話を伺っております。

Q 同じところで。補助率というか、市の持ち出しは何%かありますか。

A 県の補助は、その対象事業費の2分の1となっております。その2分の1の予算が市に交付されまして、そのまま市の持ち出しなく、2分の1を市から事業者に補助することになります。

(委員外議員) なし

議案第70号 伊豆市営施設運営委員会条例の廃止について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【産業部関係】

議案第64号 令和7年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）	【所管科目】
------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 補正予算資料4ページの、観光振興費の観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金

で、修善寺温泉場で2件とお聞きしましたが、その場所とか、旅館とか道とか、そのあたりが分かりましたら教えてもらいたいです。

A 修善寺温泉場地区は2件の旅館になります。個別の名称は差し控えさせていただきますが、独鈷の湯公園周辺の旅館2件が、予定されております。

Q 旅館2件は、どんな内容でしょうか。

A 一つの施設は、客室2部屋の浴槽を改修される予定です。もう一つの旅館は、旅館内への手すりの設置と、大浴場につながる通路の改修、バリアフリー化を予定しているというお話です。

Q はい、分かりました。

Q 議案質疑でも詳しく聞いたので、この事業の内容について分かりましたけど、特に他の委員の質問の中で、修善寺温泉は、結構木造の古い旅館が多いではないですか。どうしても日本の建物は段差があるなどして、なかなかバリアフリーにすることは難しいと思いますが、県が実施する事業ですけど、県から指導のようなものはあるのですか。あくまでも業者に投げて、手を挙げるところだけで、例えば、日本のバリアフリーはこういうところが足りないで、こういうところを重点的にやってほしいというような指導やお願いなどは、ありますか。ありませんか。

A 県のバリアフリー化促進支援事業補助金の他に、県がユニバーサルツーリズムとして進めているのに、静岡県のユニバーサルツーリズムセンターという、専門の相談窓口を設けて、今回の申請に当たっては、事前にユニバーサルツーリズムセンターに相談をして、事業の内容等を確認していただいて、助言もいただきながら、最終的に申請に至るものですから、ユニバーサルツーリズムセンターでいろいろアドバイスなどにより内容を精査しながら、事業を進めていくと伺っております。

Q 非常にいい事業だと思いますし、可能性がまだこれからあるということで、次年度以降も続くのでしょうか。分かったら教えてください。

A 補助制度につきましては、県現在の県の補助要綱が、令和7年度分の補助金に適用するとなっておりますので、現時点においては、今年度限りの補助となっております。ただ、来年度以降の予算が確定していない段階ですので、そのような要綱になっていきますけども、県の担当部局としましては、継続した実施に向けて、来年度以降も予算を要求していくつもりでいるというお話を伺っております。

Q 同じところで。補助率というか、市の持ち出しは何%かありますか。

A 県の補助は、その対象事業費の2分の1になっております。その2分の1の予算が市に

交付されまして、そのまま市の持ち出しなく、2分の1を市から事業者に補助することになります。

(委員外議員) なし

議案第 70 号 伊豆市営施設運営委員会条例の廃止について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【総合政策部関係】

議案第 64 号 令和 7 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 4 回)	【所管科目】
-------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

【総務部関係】

議案第 50 号 令和 6 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 土地の売払い収入 977 万 1,000 円の件について、確認させてください。資産経営課が所管している一般会計、こちらに公有財産管理事業の市有財産の売払いというのがあります。

す。そもそも論なんですけど、市有財産の売払いについて、特別会計で取り扱われる土地等、一般会計の公有財産管理事業で取扱いがされるものとの棲み分けがよく分からないものですから、改めて説明していただきたいと思います。

A 公共用地特会と一般会計の土地購入等の貸付けのすみ分けということですが、伊豆市の市有地は、一般会計が管理している土地と公共用地特会、それから土地開発基金が管理している土地が、それぞれ分かれています。一般会計で貸付けている普通財産の土地がおおよそ 120 何件で多いです。決算額でいいますとおおよそ 2,000 万円余の貸付け収入がありますが、それが、一般会計で土地を貸し付けたり購入したりすることになります。一方、公共用地特会の管理する土地ですけれども、こちらは、公共事業の実施にあたり土地の先行取得の目的で、事業を進める際に、先に必要な土地を購入しようというときには、土地開発基金を原資として、基金の現金を一度公共用地特会に予算計上して、公共用地特会でその土地を貸し付けたり購入したりするという仕組みです。

Q 土地開発基金というのは、そこに貯めてあるお金を一時的に特会に渡して購入をして、売払いをした場合には、またそこに戻すというものになると思いますけど。そのお金は出て入るので、変わってないということでもいいのですか。

A 委員がおっしゃるように、土地開発基金のお金を活用して、特別会計で購入します。購入した金額は、ご質問のとおり、土地開発基金に戻すという制度になっていますので、イメージとしては、ご認識のとおりでよろしいと思います。

Q そうすると、先行取得というから、行政がこの土地は必要だとか、不必要になったものに対して、特別会計で扱いをするということでしょうか。

A 先ほど申し上げましたが、土地開発基金の設置目的が、公共事業の執行に当たり、あらかじめ土地を先行取得しておこうという趣旨に基づいていますので、制度上の決まりで、本特別会計で運用をしているということになります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第57号	令和6年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第58号	令和6年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号	令和6年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第60号	令和6年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第61号	令和6年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号	令和6年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第63号	令和6年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 68 号 伊豆市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。